

## 周南リハビリテーション病院

### 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所 運営規程

#### (目的)

第1条 この規程は、医療法人社団生和会が開設する、周南リハビリテーション病院（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

#### (事業の目的)

第2条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

#### (運営の方針)

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者的心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 医療法人社団生和会 周南リハビリテーション病院

(2) 所在地 周南市大字湯野 4278 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

医 師 1人

理学療法士 3人

作業療法士 3人

言語聴覚士 1人

理学療法士（又は作業療法士、言語聴覚士）は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者的心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及びお盆、年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前の部 午前 8 時 30 分から 12 時までとする。

午後の部 午後 13 時から午後 17 時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

2 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

3 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

4 次条の通常事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所から、片道概ね 15 キロメートル未満 0 円

② 事業所から、片道概ね 15 キロメートル以上 往復 200 円（税抜）

5 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、周南市（湯野、戸田、夜市、旧新南陽市）、防府市（富海、江泊、沖今宿、牟礼、岸津）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は感染症や非情災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 繼続研修 諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じた時隨時

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人社団生和会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日 一部改訂（第 5 条）

平成 27 年 10 月 1 日 一部改訂（第 5 条、第 7 条）

平成 28 年 6 月 1 日 一部改訂（第 5 条）

平成 29 年 4 月 1 日 一部改訂（第 5 条）

平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂（第 5 条、第 7 条、第 8 条）

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂（第 5 条）

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂（第 3 条、第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条）